

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

区分	内 容	平成19年度
分 限	分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合や長期の休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で降任、免職、休職、降給させることができるものです。	該当者なし
懲 戒	懲戒処分とは、法律又は条例、規則、規程に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。	該当者なし

5 職員のサービスの状況

地方公務員制度において、民主的、能率的な地方行政を達成するために、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています（地方公務員法第30条）。このため、営利企業等への従事も制限されていますが、任命権者の許可を受けることによって例外的に従事することができます。

○営利企業等従事許可の状況（平成19年度）

営 利 企 業 等 の 従 事 の 内 容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その地位の役員、顧問、評議員を兼ねる場合	該当者なし
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	該当者なし
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	該当者なし

6 職員の研修及び勤務評定の状況（平成19年度）

(1) 研修の状況

主 催	研 修 名	受講者(人)	(男)	(女)
北 海 道	地域力向上のための行政職員研修	1	1	0
北 海 道 町 村 会	法務研修（応用）	2	2	0
檜山支庁管内町村会	新規採用職員基礎研修（採用6ヶ月以内）	2	2	0
檜山広域行政組合	政策能力育成事業	3	3	0
奥 尻 町	地域づくり政策セミナー（一般職・管理職）	19	19	0
	地域フォローアップ研修（一般職）	12	12	0

(2) 勤務評定の状況

平成19年度において未実施

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断（H19.4.1～H20.3.31）

健康診断の種類	対象者	受診者数
人 間 ド ッ ク	120名	118名
定 期 健 康 診 断	35名	35名

8 公平委員会の業務状況の報告

奥尻町は、檜山管内公平委員会に属し、檜山管内各町と一部事務組合により共同設置しており、その事務局は檜山広域行政組合となっています。

(1) 勤務条件に関する措置の状況（平成19年度）

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況（平成19年度）

該当なし

平成19年度奥尻町健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

1 健全化判断比率

(単位：％)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成19年度	－	－	23.5	171.0
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

2 資金不足比率

(単位：％)

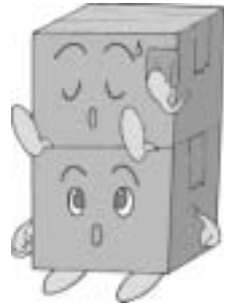
特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
国民健康保険病院事業会計	－	20.0
簡易水道事業特別会計	－	
港湾施設用地造成事業特別会計	－	
公共下水道事業特別会計	－	
漁業集落排水事業特別会計	－	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率がないため、「－」と表示しています。

以上のように、平成19年度は「健全化判断比率」において、早期健全化基準をすべて下回りました。また、各公営企業会計の「資金不足比率」については、資金不足が生じた会計がないため、該当ありませんでした。

しかしながら、奥尻町の財政状況は厳しいものであることに変わりなく、これからも財政健全化を進めていかなければなりません。

「地方公共団体の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、奥尻町の平成19年度の決算に基づき健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。



用語の解説

実質赤字比率

一般会計等（奥尻町の場合、一般会計・バス特別会計・自動車整備特別会計・あわび種苗特別会計）を対象とした実質収支（歳入総額から歳出総額を差し引いた額）の標準財政規模に対する比率です。

※標準財政規模＝標準税収入額等（町民税や地方譲与税など）＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

連結実質赤字比率

一般会計と公営事業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。

実質公債費比率

公債費や公営企業債に対する操出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）の標準財政規模に対する比率の過去3ヶ年平均値です。

将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模（料金収入等の営業収益等の額）に対する比率です。

早期健全化基準

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定し、議会の議決後公表し、総務大臣等に報告し、また、毎年度、実施状況を議会に報告、公表し、早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣等は、必要な勧告をすることができるとされています。

また、早期健全化基準以上となった場合には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければなりません。

財政再生基準

財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定し、議会の議決後公表し、総務大臣に協議し、同意を求めることができ、また、毎年度、実施状況を議会に報告、公表し、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更等必要な措置を勧告できることとされています。

経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定することとなり、早期健全化基準と同様、実施状況の議会報告・公表、国等の勧告等、外部監査の要求が義務付けられます。